

本章

I. 理念目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉大学全体

駒沢女子大学の理念・目的は、「駒沢女子大学学則」の第1章「総則」の第1条に「目的」として次のように明示されている（根拠資料①）。

(目的) 第1条

本学は教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性ゆたかな現代女性を養成することを目的とする。

すなわち本学の教育の目的は、駒沢学園が昭和2年に駒沢高等女学院として出発して以来の、建学の精神である「正念」と「行学一如」という理念を起点として教育が展開されている。このうち「正念」とは「坐禅」のことであり、体と心をととのえ、静かに自己の心を開き、自身の輝きをみつめていく行いであり、これによって自己の確立をめざしていくのである。「行学一如」とは、このような「正念」によって確立された自己において、学業と日々の実践とを切り離さず、学んだことを実生活に活かしていくことである。つまり本学の建学の精神とは、正念による自己を確立し、本学で学んだ知識や技術を社会のそれぞれの領域で活かし、最善を尽くしていくことに他ならない。

このような建学の精神を基盤として、「十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性の養成」することが、本学の教育目標とされていたのである。それは自己確認・自己確立のための「正念」と、実践的学修、社会的貢献をめざす「行学一如」という建学の精神を、本学の大学教育の中心軸に置いて表明したものに他ならない。つまり国際情勢・社会情勢を的確に把握し、諸々の課題に主体的に取り組み、社会のそれぞれの場面において十分に自己実現していくことができる人材の育成こそが本学の教育の目的である。また「人間性豊かな現代女性の養成」が掲げられているが、ここでいわれる「人間性」とは教養力（知性）と人間力（実践理性）であり、これは「行学一如」をふまえた内容となっている。

以上のように本学の教育の理念・目的は、この本学の建学の精神を基盤にして確立されているが、これが法令に対しても適切に設定されているかについて「教育基本法」ならびに「学校教育法」に基づき以下に検証する。

まず「教育基本法」第7条では、大学教育について「高い教養と専門的能力を培う」とことと「深く真理を探究して新たな知見を創造」すること、そしてその成果を「広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことが謳われている。

また「学校教育法」第83条では、大学の目的として「広く知識を授ける」とことと「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことが掲げられ、「その成果を広く社会に提供することによる社会の発展への寄与」が謳われている。

したがって「教育基本法」と「学校教育法」のいずれの法令も、大学教育の目的として幅広い教養教育と深い専門的知識を施すこと、そして、この両者を前提にして知的、道徳的及び応用的能力を高め、それを広く社会に提供していくことが定められている。

さて、本学の学則第1条では、まず冒頭に「教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき」とあるように、本学の教育の目的が両法令に基づくことが明示されている。これは具体的には上記の「教育基本法」第7条と「学校教育法」第83条を前提にしているということである。

本学学則第1条では続いて「道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ」と記されるが、これは前述の「正念」「行学一如」の建学の精神を反映させており、これを教育の基盤にしていることがここに示されている。

なお両法令に記される教養教育と専門教育については学則第1条では条文中には記されていない。それは第1条はあくまで本学の教育の目的であって、これを実現するための教育方法は別に記されているからである。この教育方法については本学第7章「教育課程及び履修方法」第24条に授業科目群を人文学部では共通教育科目と専門教育科目、人間健康学部では教養教育科目と専門教育科目を柱にして構成されていることが明示されている。

〈2〉 人文学部

人文学部は平成5年に開学して以来、本学の中心的位置づけとなる学部である。現在5学科から構成されているが、人文学部の教育の目的は、「駒沢女子大学学則」第2章「組織」中の「学部学科の構成及び目的」の第4条の3に次のように記されている。

- (1) 人文学部は、人文諸科学の知と手法を基礎として、幅の広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする。

この人文学部の教育の目的はさまざまな分野にまたがる5学科の教育にとって扇の要のごとき意味を有している。「幅の広い教養及び実践的な技能を教授し」とあるように本学人文学部の目的は教養教育を基盤としつつ、それぞれの専門分野における実践的な技能を教授するのであり、その教育的成果としてものごとを主体的に判断できる人間性豊かな人材を育成していくということが求められている。

また各学科の教育上の目的は次のごとくである（学則第4条の3）。

- (2) 日本文化学科は、日本文化を総合的に学修し、その意義を広く世界に向けて発信していくことのできる人材の育成を目的とする。
- (3) 国際文化学科は、国際人としての教養を身に付け、国際的な交流及び協力に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (4) 人間関係学科は、人間の本質の学修を通して、人間と人間を取り巻く諸問題に主体的に立ち向かうことのできる人材の育成を目的とする。
- (5) 空間造形学科は、生活空間の演出を学修することにより、人が暮らしやすい社会の実現に貢献できる人材の育成を目的とする。
- (6) 映像コミュニケーション学科は、情報に関する知識及び技術を学修することにより、高度に情報化された社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

これらの5学科の教育の目的はそれぞれの特徴が反映されているのであるが、その目的は、各分野の専門的知識や技能を広く社会に貢献できる人材の育成というところに集約される

ものであり、これは「教育基本法」や「学校教育法」の記述に合致するものといえる。

〈3〉人間健康学部

平成21年4月1日に開設された人間健康学部健康栄養学科は現在3年目を迎えている。本学部は40年余りにわたり、栄養学と食品学の教育を中心とする実践的な女子教育を行ってきた駒沢女子短期大学食物栄養科（前身は食物科）を改組（平成21年3月31日募集停止）して新設された。

人間健康学部の教育の目的は、「駒沢女子大学学則」第2章「組織」中の「学部学科の構成及び目的」の第4条の3の中に次のように明示されている。

(7) 人間健康学部は、幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と、生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成することを目的とする。

(8) 健康栄養学科は、豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成することを目的とする。

このように人間健康学部の教育の目的では「幅広い視点から専門的知識及び技術を教授する」ことを前提にして、専門的職業人を育成しており、本学の教育目的である「人間性ゆたかな現代女性を養成」という大学全体の教育の目的に適合していると考えられる。

この学部の教育の目的をふまえて健康栄養学科は、「豊かな人間性を備えた栄養の専門家を育成する」ことが目的とされており、大学全体の教育目的ならびに人間健康学部の教育目的に適合することが確認される。

〈4〉人文科学研究科

大学院人文科学研究科は仏教文化専攻課程が平成14年4月に、臨床心理学専攻が翌平成15年4月にそれぞれ開設されているが、その教育の目的は「駒沢女子大学大学院学則」第1条として次のように明示されている（根拠資料②）。

本学大学院は、道元禅師の禅すなわち「正念」・「行学一如」を建学の精神とする伝統をふまえ、広い視野を有し人間性ゆたかな現代女性を育成するとともに、それぞれの専攻分野における専門的研究を通じ高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

これは本大学院が駒沢女子大学の建学の精神をふまえ、この大学教育からさらに専門的な研究を通じて高度な専門性を要する職業をめざしていることを示している。したがって本大学院は研究者の養成を目的とするものではなく、幅広い視野と豊かな人間性を有する女性の育成が前提にあり、その上で仏教文化あるいは臨床心理学の各分野で専門的な教育を受け、実社会においてその専門的知識を活用していくことが求められているのである。

本大学院の教育の目的であるが、「学校教育法」第99条では「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」の方針が示され、また「大学院設置基準」の第3条（修士課程）では「修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」という方針が示されている。しかるに本学大学院人文科学研究科の教育の目的は、まず駒沢女子大学建学の精神を基盤とし、そこから、広い視野を有し、ゆたかな人間性を有する現代女性の育成が掲げられ、その上で「専門的研究を通じて高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養う」と

している。これは両専攻ともに修士論文を修了要件とすることで、研究能力を養い、その研究過程の中で専門的な職業に必要な能力をも身に付けていくという方針が示されているのであり、「学校教育法」・「大学院設置基準」の方針に適合しているといえる。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

本学の理念・目的を大学構成員（教職員および学生）ならびに学外に対して明示するため、本学ホームページでは「学長メッセージ」・「建学の精神・沿革」あるいは「情報公表コーナー」において建学の精神ならびに教育の理念について説明している（根拠資料③）。

また刊行物としては学生募集のための資料で、受験生や高等学校に配付する目的で作成された『駒沢女子大学ガイドブック 2012』の「巻頭特集」に、建学の精神である正念と行学一如についてその内容を具体的に説明している（『駒沢女子大学ガイドブック 2012』では巻頭特集1『建学の精神』として掲載（根拠資料④））。

また本学における建学の精神ならびに教育の目的を学生に周知させる方法として挙げられるのは、学燈会である。この学燈会は元来月曜の朝礼であったが、平成16年度よりこれを学燈会と改称し、開催時間を月曜日の昼休みに変え、外部講師なども加えて幅広い分野から講話を聴くという内容に変更した。これは学生の自由意志による参加形態がとられているが、学生が大学・短大・学部・学科の枠を超えた全学的な行事となっている。なおこの学燈会の講話はテープ起こしされて毎年冊子化されて学生に配付されている（根拠資料⑤）。

この学燈会の実施に当たって大きな役割を果たしているのが、駒沢女子大学仏教文化センターである。このセンターは、「建学の精神に基づく教育活動・地域共生活動の仏教文化センター構想」という教育研究の高度化の取り組みに基づいて設立され、この取り組みは「私立大学教育研究高度化推進特別補助」の「学部教育の高度化・個性化メニュー支援」として平成20年度に採択された（平成22年度まで、根拠資料⑥）。本センターは平成23年度年度までに『駒沢女子大学仏教文化センター報』を3号まで発刊し（根拠資料⑦）、本学ホームページにおいても「仏教文化センター」の活動が学内外に向けて発信されている（根拠資料⑧）。

〈2〉人文学部

人文学部ではこれまで『学生便覧』において「建学の精神」「教育の目的」について冒頭に解説しており、入学時オリエンテーションにおいてこれについて説明してきた。また平成23年度には仏教学系の教員が、この『学生便覧』の「建学の精神」の頁について、よりわかりやすく表現するよう検討を加えている。またこれまでは建学の精神と大学全体の教育の目的について記載していたのであるが、各学部の教育目的も学部別に明示するようにした（これは平成24年度の『学生便覧』より掲載される）。

なお、建学の精神にもとづく教育の目的を達成するために、人文学部の教育課程の中において、全学科一年次生に「仏教学」という基礎科目を設け、これを必修科目としている。本学の仏教学では、仏教を思想的・教義的に理解することだけを目的するのではなく、仏教を背景としたさまざまな文化事象についても教授し、さらに坐禅実習の実施などによっ

て心身を通じた総合的理解がなされるように配慮されている。

〈3〉人間健康学部

人間健康学部の場合、本学ホームページのトップページに「人間健康学部健康栄養学科設置の趣旨・履行状況」のバナーが設けられ、そこに教育の目的が明示されている。

また人文学部同様に、これまで『学生便覧』の「建学の精神」の項目について、オリエンテーションで説明してきたが、次年度の『学生便覧』の「建学の精神」の項は、学部の教育の目的を明示した内容となっている。また仏教学も1年次必修科目として坐禅実習などの体験を通じて建学の精神を体験的に把握できるように配慮している。

〈4〉人文科学研究科

人文科学研究科の2専攻は仏教文化専攻と臨床心理学専攻であり、それぞれ専門分野としては独立しているが、オリエンテーションで研究科長より、建学の精神と教育の目的について説明がなされている。また臨床心理学専攻におけるワークショップで坐禅体験の授業がなされており、こうした取り組みを通じて大学院生が建学の精神について理解できる配慮がなされている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

幼稚園、中学・高校、短期大学、大学、大学院を擁する駒沢学園は、平成22年6月、将来を見据え、その構想を企画立案するために、中長期計画策定委員会を設立した。その任務は、5年を単位とした「中期計画（第1次～第3次）」、及び学園創立100周年（平成39年）を目標に据えた「長期計画」を策定し、理事長に答申することにある。

大学・学部・研究科の理念・目的の適切性については、本学では各教育組織単位ではなく、駒沢学園の全体的視野に立って中長期計画策定委員会ならびに理事会において議論されており、平成22年12月の理事会において「駒沢学園の建学の精神と教育理念について」という議題において、中長期計画策定委員会で議論をふまえ、本学の教育理念について検証し、建学の精神を「知性と理性を備えた心豊かな女性」という、わかりやすく表現していくことが確認された（根拠資料⑨）。この理事会における決定に基づき、「第1次中期計画策定案」では基本構想の中に「構想③ 教育目的の明確化」が打ち出され、「各課程、各学部、各学科が、学生の身につける学習成果を明示し、成果を可視化し、達成度を評価していく取り組みを急速早急に展開していく」ことが提言されている（根拠資料⑩）。

また平成23年度には本学学長が各学部学科に対して、それぞれの教育目的をふまえ、改めてミッションについて検討するように指示しており、その検討の過程を経て、本学の各学部・学科・研究科のディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーが確認された。そしてそれらは本学ホームページの情報公表コーナーにおいて明示されている。

2. 点検・評価

【効果が上がっている事項】

〈1〉大学全体

大学の理念・目的の周知について効果が上がっているものとして挙げられるのは、建学の精神を大学の教育の基盤として学内外に周知させるために設立された仏教文化センター

の活動である。この仏教文化センターは、「正念」、「行学一如」という建学の精神、仏教主義に基づく教育を大学生活において具現化するとともに、地域社会への貢献する活動をも含むものであり、この取り組みが前述のように「私立大学教育研究高度化推進特別補助」への申請となり、「建学の精神に基づく教育活動・地域共生活動の仏教文化センター構想」として採択されたのである。20年度・21年度の準備段階を経て22年度より本格的に活動を開始し、学燈会・花まつり等の行事や公開講座などの活動を支えてきたのである。

もちろんこれまでも仏教学担当教員が中心になって学燈会や公開講座・摂心会等を実施してきたが、本センターは、こうしたそれまでの取り組みをセンターの活動として一本化したものである。また学長がセンター長となり、仏教学の教員・副手が構成員という体制であり、建学の精神に関わる行事・講座・研修などを統括する上で大きな役割を果たしているといえる。

学燈会の参加人数の実績であるが、平成21年度の実績は両学部で2200名であったものが、翌平成22年度には5702名に増大し、本年度は前期だけで3050名の参加学生を数えている。平成16年度の開始以来、学燈会も試行錯誤の連続であったが、その結果が徐々に実を結びつつあるといえるであろう。

【改善すべき事項】

前述のように、本学の理念・目的の適切性についての検証は随時行われているが、「定期的」な検証という意味においては、課題を残している。

3. 将来に向けた発展方策

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【効果が上がっている事項】

〈1〉大学全体

理念・目的の周知において仏教文化センターが果たす役割は大きく、学燈会も確かに参加学生の数を増やしているのであるが、内容はコンサートや各分野のお話など多種多様な状況となっている。それは多くの学生に関心をもってもらうための方策であった。今後は改めて学燈会の本来的意義に立ち戻り、各講話などの内容もできるだけ本学の建学の精神や教育の理念に関わる要素を増やしていく方針である。

【改善すべき事項】

理念・目的の適切性については、本学の将来計画を検討する中長期計画策定委員会において検討していくが、その前提として重要なことは、本学の教職員が日常の教育活動においてこの理念・目的について明確に意識しつつ、いかにこれを教育の場で実現していくかということであり、それをふまえて、はじめて検証という作業があるべきである。そのために次年度は建学の精神に関するSDとFDを合同で実施する予定である。

4. 根拠資料

- ①駒沢女子大学学則
- ②駒沢女子大学大学院学則
- ③本学ホームページ「学長メッセージ」・「建学の精神・沿革」

- ④『駒沢女子大学ガイドブック 2012』
- ⑤『学ぶ心の燈』平成22年度
- ⑥「建学の精神に基づく教育活動・地域共生活動の仏教文化センター構想」（「私立大学教育研究高度化推進特別補助」申請書類）
- ⑦『仏教文化センター報』第2号
- ⑧駒沢学園ホームページ「仏教文化センター」（「駒女で知る学ぶ」のサイト中）
- ⑨学校法人駒澤学園理事会議事録（平成22年12月15日）
- ⑩「第1次中期計画策定案」